

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
条 例	
○北海道議会委員会条例の一部を改正する条例……………（議会事務局議事課）	1
道議会告示	
○北海道議会会議規則の一部を改正する規則……………	1

条	例
北海道議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成27年3月20日	北海道知事 高 橋 はるみ
北海道条例第36号	
北海道議会委員会条例の一部を改正する条例	
北海道議会委員会条例（昭和31年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。	
第2条第5号、第6号及び第8号中「12人」を「11人」に改める。	
第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。	
附 則	
この条例は、平成27年4月30日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、同月1日（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同項に規定する旧教育長（以下「旧教育長」という。）がその教育委員会の委員としての任期中に限りなお従前の例により在職する場合には、当該旧教育長のその教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）の翌日）から施行する。	

道 議 会 告 示

北海道議会告示第1号

昭和31年北海道議会告示第1号（北海道議会会議規則）の一部を次のように改正する。
平成27年3月20日

北海道議会議長 加 藤 礼 一

北海道議会会議規則の一部を改正する規則

北海道議会会議規則（昭和31年北海道議会告示第1号）の一部を次のように改正する。
第50条第1項中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同項に規定する旧教育長（以下「旧教育長」という。）がその教育委員会の委員としての任期中に限りなお従前の例により在職する場合には、当該旧教育長のその教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）の翌日）から施行する。